

## 佐賀市老人クラブ連合会女性部会規程

### (設置)

第1条 佐賀市老人クラブ連合会（以下「市老連」という）は、女性部会員どうしの絆を深め仲間づくりと組織の強化・活性化を推進するため女性部会（以下「部会」という）を設置する。

### (構成)

第2条 部会は次の役員をもって構成する。

- (1) 部会長 1名
  - (2) 副部会長 2名
  - (3) 総務部会長・教養部会長・体育部会長・福祉部会長 4名
- 2 部会長・副部会長・専門部会長は、部会役員の間選によって決める。
- 3 市老連の理事として、部会長・副部会長・専門部会長を選出する。

### (諮問)

第3条 部会に顧問を置くことができる。

### (任務)

第4条 部会は、次の各号に掲げる事項を企画審議し実行する。

- (1) 一般女性会員を含む研修会の開催
- (2) 一般女性会員を含む会員相互の親睦・交流
- (3) 女性の特性を生かした地域活動・社会奉仕活動・健康活動の推進
- (4) その他必要な事項

### (執行)

第5条 前条各号の執行については、市老連理事会に付議しなければならない。

### (推薦・任期及び補充)

第6条 部会役員は各町校区の女性部長で会長の推薦により、市老連の理事会に諮って会長が委嘱する。

- 2 部会役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 3 部会役員が欠けた場合の補充による任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議、表決)

第7条 部会は、部会長が招集する。

- 2 会議は過半数の出席がなければ議事を開き審議することができない。
- 3 議事は出席部会員の過半数により決する。可否同数の場合は部会長の決するところによる。

#### 附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。